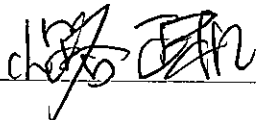


いすみ市職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年8月24日

いすみ市長 

いすみ市規則第40号

いすみ市職員の特殊勤務手当支給に関する規則の一部を改正する規則
いすみ市職員の特殊勤務手当支給に関する規則（平成17年いすみ市規則第36号）の一部を次のように改正する。
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(略)				(略)			
災害応急作業手当	豪雨、洪水、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体（本市を除く。）の区域に派遣されて行う災害応急作業、災害状況調査（罹災証明に係る家屋調査を含む。）その他避難所運営等市長が必要と認める業務に従事したとき	日額	<u>1,440</u>	災害応急作業手当	豪雨、洪水、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された地方公共団体（本市を除く。）の区域に派遣されて行う災害応急作業、災害状況調査（罹災証明に係る家屋調査を含む。）その他避難所運営等市長が必要と認める業務に従事したとき	日額	<u>1,080</u>

附 則
この規則は、公布の日から施行する。